

新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設 現地事務局運營業務委託 企画提案コンペ実施要綱

第1 目的

この要綱は、新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設現地事務局運營業務委託を実施するにあたり、コンペの公平性及び良質な企画を確保し、事業を効率的かつ円滑に遂行するために必要な事項を定める。

第2 委託事業内容

支援事業の内容は、別途定める「新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設現地事務局運營業務委託企画提案コンペ募集要項」（以下「募集要項」という。）のとおりとする。

第3 委託金額

委託金額の上限については、31,900千円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

第4 企画提案コンペ参加資格及び募集方法

- (1) 企画提案コンペに参加できる者は、募集要項で定めるとおりとする。
- (2) 企画提案コンペに参加する者は、公募により募集する。

第5 企画提案に必要な書類等

企画提案に必要な書類等は、募集要項で定めるとおりとする。

第6 審査会の設置及び構成

- (1) 採用する企画案を決定するため、審査会を設置する。
- (2) 審査会の運営及び構成については、別に定める「新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設現地事務局運營業務企画提案コンペ審査会設置要綱」による。

第7 審査方法

審査は、別に定める「新型コロナウイルス感染症軽症者等の宿泊療養施設現地事務局運營業務委託事業者選定にかかる企画提案コンペ審査要領」による。

第8 その他

- (1) この企画提案コンペに係る事務は、兵庫県企画県民部防災企画局復興支援課において処理する。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) この企画提案コンペへの参加等に係る一切の経費は、応募団体の負担とする。
- (4) この要綱に記載する内容については、当事業の対象となる予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。
- (5) この要綱に定めるもののほか、企画提案コンペの実施に関して必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和3年3月2日から施行する。
（この要綱の失効）
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。